

刈谷市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり富士松支所における収納及び実費徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月25日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

公益社団法人刈谷市シルバー人材センター

(2) 事務所の所在地

刈谷市原崎町4丁目201番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月29日

2 収納及び実費徴収事務を委託した歳入

(1) 名称

火葬場使用料

コピー代.

(2) 委託をした日

令和6年4月1日

(3) 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

刈谷市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり高齢者布団乾燥事業利用料収納事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

公益社団法人刈谷市シルバー人材センター

(2) 事務所の所在地

刈谷市原崎町4丁目201番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月29日

2 収納の事務を委託した歳入

(1) 名称

在宅福祉事業一部負担金

(2) 委託をした日

令和6年4月1日

(3) 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

刈谷市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり社会教育センター及び国際プラザにおける収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年5月2日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

公益社団法人刈谷市シルバー人材センター

(2) 事務所の所在地

刈谷市原崎町4丁目201番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月29日

2 収納の事務を委託した歳入

(1) 名称

社会教育センター使用料及び国際プラザ使用料

(2) 委託をした日

令和6年4月1日

(3) 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで